



島根県報

平成26年4月1日（火）

号外第66号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県工場生産動態調査要綱の一部改正	（統計調査課）	2
島根県統計調査条例の規定による県統計調査の指定の一部改正	（ 〃 ）	2
私立学校法第26条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱の一部改正	（総務課）	2

告 示

島根県告示第211号

島根県工場生産動態調査要綱（昭和33年島根県告示第975号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

本則第3項を次のように改める。

3 調査の範囲

調査は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E一製造業に属する事業所等の中から知事の指定するものについて行う。

附 則

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第212号

島根県統計調査条例の規定による県統計調査の指定（平成21年島根県告示第240号）の一部を次のように改正し、平成26年 4 月 1 日から施行する。

平成26年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3の項を次のように改める。

3 調査対象の範囲

統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E一製造業に属する事業所等で、知事が指定するもの

島根県告示第213号

私立学校法第26条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱（平成21年島根県告示第670号）の一部を次のように改める。

平成26年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）」を「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）による日本標準産業分類（次条において「日本標準産業分類」という。）」に改める。

附 則

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
